

定 款

味の素株式会社

昭和26年 8 月28日	商法改正に伴い	
	全 面 改 正	
昭和27年 8 月28日	改	正
昭和29年 2 月20日	改	正
昭和31年 2 月28日	改	正
昭和33年 2 月27日	改	正
昭和34年 2 月28日	改	正
昭和34年11月30日	改	正
昭和36年11月29日	改	正
昭和37年11月29日	改	正
昭和38年11月29日	改	正
昭和40年11月29日	改	正
昭和42年 5 月30日	改	正
昭和42年11月29日	改	正
昭和44年11月29日	改	正
昭和46年11月29日	改	正
昭和48年11月29日	改	正
昭和50年 5 月30日	改	正
昭和52年 6 月29日	改	正
昭和56年 6 月29日	改	正
昭和57年 6 月29日	改	正
昭和60年 6 月28日	改	正
昭和62年 6 月26日	改	正
平成元年 6 月29日	改	正
平成 3 年 6 月27日	改	正
平成 6 年 6 月29日	改	正
平成10年 6 月26日	改	正
平成13年 6 月28日	改	正
平成14年 6 月27日	改	正
平成15年 6 月27日	改	正
平成16年 6 月29日	改	正
平成18年 6 月29日	改	正
平成21年 6 月26日	改	正
平成28年 4 月 1日	改	正
平成29年 6 月27日	改	正
令和元年 6 月25日	改	正
令和 2 年 6 月24日	改	正
令和 3 年 6 月23日	改	正（指名委員会等設置会社に移行）

味の素株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、味の素株式会社と称する。英文では、Ajinomoto Co., Inc. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 次の各製品、その原材料、副産物および関連製品の製造、加工、売買、輸出入および研究開発業務
 - イ. 調味料、甘味料および食用塩
 - ロ. 食料品、冷凍食品、飲料および酒類
 - ハ. 澱粉、油脂、植物蛋白および油粕
- ニ. 農畜水産物
- ホ. 各種アミノ酸類、核酸関連物質および酵素製品
- ヘ. 農薬、医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品、洗剤および医療用具
- ト. 工業薬品、合成樹脂その他化成品
- チ. 肥料、飼料および飼料添加物
- リ. 包装用資材
2. 耐酸ライニングの工作および工作品の売買
3. 理化学分析および試験に関する受託業務
4. 包装、梱包、開梱および物品仕分業
5. 情報システムの設計、開発、維持運用およびコンサルティング業務
6. 土木・建築工事および電気設備工事の請負
7. 前各号に関する機械、器具、装置および設備の設計、製作、売買、賃貸および輸出入ならびに技術援助
8. 雑貨の売買
9. 貿易仲介業
10. 貨物自動車運送業、貨物運送取扱業、倉庫業、海上運送業および港湾運送業
11. 広告宣伝業
12. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、特許権、ノウハウその他の知的財産権の実施・使用許諾、譲渡、管理および調査

13. 不動産の賃貸、売買、管理およびこれらの仲介
14. 損害保険代理店業および生命保険の募集業
15. 労働者派遣業
16. 関係会社の事業に関する金銭の貸付業務、資金調達業務、外国為替取引業務、資金運用業務およびこれらの代行業務
17. 飲食店の経営
18. 株式の引受けおよび保有利用ならびに経営コンサルティング業務
19. 前各号に関連する一切の業務

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

第 4 条（機関の設置）

当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会、執行役および会計監査人を置く。

第 5 条（公告方法）

当社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第 2 章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当社が発行することができる株式の総数は、10億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2．会社法第166条第1項の規定により、取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3．会社法第202条第2項の規定により、募集株式の割当てを受ける権利
- 4．会社法第241条第2項の規定により、募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 5．次条の規定により、単元未満株式の売渡しを請求する権利

第 10 条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、取締役会または取締役会による委任を受けた執行役において定める株式取扱規程（以下「株式取扱規程」という。）に従い、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

第 11 条（株主名簿管理人）

- （1） 当社は、株主名簿管理人を置く。
- （2） 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。
- （3） 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、諸届の受理その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

第 12 条（基準日）

- （1） 当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記録されている株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- （2） 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者（会社法第148条各号に掲げる事項が株主名簿に記録された質権者をいう。以下同じ。）をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 13 条（株式の取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の方法）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の方法については、法令およびこの定款の規定のほか、株式取扱規程その他取締役会または取締役会による委任を受けた執行役において定めるところによる。

第 3 章 株 主 総 会

第 14 条（招 集）

- （１） 定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じこれを招集する。
- （２） 株主総会は、取締役会の決議にもとづき、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- （３） 株主総会の招集地は、東京都の特別区の存する区域とする。ただし、東京都の特別区の存する区域において招集することが困難と認められるときは、他の地域を招集地とすることがある。

第 15 条（議 長）

- （１） 株主総会の議長は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役または執行役がこれに当たり、当該取締役または執行役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役または執行役がこれに当たる。
- （２） 株主総会の議長は、法令の定めにより、当該株主総会の議事録の作成に係る職務を行い、当該議事録に記名押印または電子署名をする。株主総会の議長を務めた者に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役または執行役がこれに当たる。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（決議の方法）

- （１） 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- （２） 会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを行う。

第 18 条（議決権の代理行使等）

- （１） 株主は、議決権を行使することができる他の株主１名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出するものとする。
- （２） 会社法第313条第２項の規定による通知は、書面によりこれを行うものとする。

第 19 条（延期および会場の変更）

株主総会は、その決議により期日を延期し、会議を続行しまたは会場を変更することができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条（員 数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第 21 条（選 任）

- （１） 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
- （２） 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 22 条（任 期）

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

第 23 条（取締役会）

- （１） 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日から３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- （２） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。
- （３） 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、会社法第370条に定める要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条（取締役会に関する社内規則）

取締役会に関しては、法令およびこの定款の規定のほか、取締役会において定める取締役会に関する社内規則による。

第 25 条（特別顧問）

当社は、取締役会の決議により、特別顧問を置くことができる。

第 26 条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を社外取締役との間で締結することができる。

第 5 章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会

第 27 条（選 定）

当社の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。

第 28 条（各委員会に関する社内規則）

指名委員会、報酬委員会および監査委員会に関しては、法令およびこの定款の規定のほか、取締役会において定める各委員会に関する社内規則による。

第 6 章 執 行 役

第 29 条（選 任）

当社の執行役は、取締役会の決議により選任する。

第 30 条（任 期）

執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

第 31 条（代表執行役および役付執行役）

- （1） 当社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。
- （2） 当社は、取締役会の決議により、代表執行役社長1名を選定する。また、取締役会の決議により、他の役付執行役を選定することができる。

第 32 条（執行役に関する社内規則）

執行役に関しては、法令およびこの定款の規定のほか、取締役会において定める執行役に関する社内規則による。

第 7 章 計 算

第 33 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条（剰余金の配当等）

- （１） 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を、取締役会の決議により定めることができる。
- （２） 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日における最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

第 35 条（除斥期間等）

- （１） 配当財産が支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。
- （２） 未払の配当財産には利息をつけないものとする。